

令和4年度運営指導結果の概要（訪問看護）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区 分	実施数 ①	うち	指摘件数	文書指摘割合 (%) ②/①
		文書指摘 ②		
R4年度	45	21	32	46.7
R3年度	32	10	10	31.3
増減	13	11	22	

2 主な文書指摘事項

指 摘 事 項	件 数	割合(%)	【参考】 過去3年度 平均(%)
訪問看護計画の作成等の不備	8	25.0	44.9
報酬・各種加算の算定誤り、不備	7	21.9	14.3
勤務体制の確保等の不備	5	15.6	8.2
運営内容・手続の説明及び同意の不備	4	12.5	4.1
その他	8	25.0	28.5
計	32	100.0	100.0

【主な指導事例】

○ 訪問看護計画の作成等の不備

居宅サービス計画の内容に沿った計画となっていない、訪問看護計画に対する利用者の同意を得たことが確認できない、具体的なサービス内容を記載していない事例がありました。

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。計画の作成に当たっては、あらかじめ目標等の主要事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、計画を交付しなければなりません。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ サービス提供体制強化加算

事業所の全ての看護師等ごとに研修計画を作成していない事例がありました。

看護師等ごとの研修計画に従い、研修を実施する必要があります。

また、前年度における看護師等の総数に占める一定以上の勤務年数の者の割合を確認していない事例がありました。

○ 勤務体制の確保等の不備

事業所ごとに勤務表を適切に作成していない、看護師等が併設事業所の業務を兼ねているが、それぞれの勤務状況を明確にした勤務表を作成していない事例がありました。

利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした月ごとの勤務表を作成する必要があります。